

会議の内容

1	会 議 名	平成18年度第2回習志野市都市計画審議会
2	開 催 日 時	平成18年9月29日（金） 午後2時00分～4時10分
3	開 催 場 所	習志野市役所 本庁舎5階AB会議室
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>(1) 付議案件 習志野市都市計画生産緑地地区の変更について (生産緑地地区の追加指定について)</p> <p>○生産緑地地区は、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害・災害の防止、農業との調和や都市環境の保全から農地を計画的に保全し、かつ良好な都市環境の形成を図るべく指定するものである。</p> <p>生産緑地地区の追加指定については、平成13年度以降実施していなかったが、農地の宅地化が進み、市街地状況が変化しており、生産緑地地区の持つ緑地機能の重要性がますます高まっている。</p> <p>このようなことから、農家の意向を確認した結果、5地区について、追加指定の要件を満たしていることから追加指定するものである。</p> <p>今回、5地区、面積約0.38haを追加することにより、全体で101地区、面積約17.69haとなる。</p> <p style="text-align: center;">原案どおり可決される。</p> <p>(2) 第5回都市計画の見直し</p> <p>第5回都市計画の見直しについては、千葉県及び習志野市で平成17、18年度の2カ年度の継続事業で進めており、平成19年3月の都市計画変更を予定している。</p> <p>変更を予定している地区は、3地区であり、「JR津田沼駅南口地区」、「谷津3丁目地区」の市街化区域への編入と「新津田沼駅北口地区」の用途地域の変更である。</p> <p>・経過報告</p> <p>前回の審議会以降の経過について説明がなされる。</p> <p>1) 習志野市農業振興地域整備促進協議会が開催され、「JR津田沼駅南口地区」の農用地区域の除外が承認されたこと。</p> <p>2) 素案の縦覧を実施した結果、5名の方から公述申出がなされ公聴会を開催したことから、その結果と公述申出に対する千葉県の考え方について説明を行う。(内容は、千葉県のホームページで確認できます。)</p> <p>今後の予定として、11月20日から24日まで案の縦覧を実施し、12月末の審議会において、それぞれ審議する。</p>

4	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>3) 「JR津田沼駅南口地区」の土地区画整理事業に関して、土地利用計画(案)を基に事業費等を算出したことから、これらについての説明を行う。</p> <p>事業名はJR津田沼駅南口特定土地区画整理事業、施行地区の面積は約35ha、事業期間は平成19年度から平成26年度までとし概ね8年間を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津近隣公園の都市計画決定について 「JR津田沼駅南口地区」の土地区画整理事業施行地区内に、谷津近隣公園が計画されており、都市施設として、第5回都市計画の見直しの一連として、都市計画決定することから説明がなされた。 当該近隣公園は、防災公園として位置付け、面積は2.2haである。その他、区画整理事業施行地区内には2箇所の街区公園の設置を予定している。 ・都市計画下水道について 「JR津田沼駅南口地区」を市街化区域へ編入することから、都市施設である都市計画下水道として区域を追加する必要がある。現在、千葉県と協議を重ねているところであり、諸手続きを進めながら、本審議会に付議することとなる。 ・審議会での意見・提言の取扱いについて これまで、「JR津田沼駅南口地区」の土地区画整理事業について、多くの委員から意見や提言をいただいていることから、これらの意見を、審議会として取りまとめ、提言書という形で市長に提出することとする。意見がある委員は10月13日までに事務局に提出する。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の都市計画審議会の開催について 次回の都市計画審議会では、第5回都市計画の見直しに関する千葉県決定案件、市決定案件について審議することとなり、12月22日に開催することとなる。
5	<p>問い合わせ先</p>	<p>所管課名：都市整備部都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線383</p>